令和８年度
償却資産（固定資産税）の申告について

甲賀市

申告は令和８年２月２日（月）までにお願いします

★ 提出先は、**甲賀市役所税務課資産税係**です。郵送される際には、下記のラベルを切り取ってご使用ください。

★ 申告は、**電子申告サービス（エルタックス）でも受付**しています。詳しくは、https://www.eltax.lta.go.jp もしくは http://www.city.koka.lg.jp/5533.htm をご覧ください。

★ 償却資産をお持ちでない場合や、転出・廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。

★ 前年中に資産の増加・減少がない場合でも、申告書は必ず提出してください。

※既に申告書をご提出いただいているなど、この申告案内と行き違いがございましたらご容赦ください。

【問い合わせ先】
甲賀市役所　税務課　資産税係
電話　０７４８－６９－２１２９
FAX　０７４８－６３－４５７４

〒５２８－８５０２
滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

甲賀市役所 税務課資産税係　行

【償却資産申告書在中】

【目次】

Ⅰ　償却資産のあらまし 2

1．固定資産税における償却資産とは 2
2．主な償却資産の種類と具体例 2
3．申告が必要な資産 2
4．申告が不要な資産 3
5．家屋と償却資産の区分 3

Ⅱ　償却資産の申告について 4

1．申告が必要な方 4
2．申告方法と提出書類 4
3．リース資産 5
4．太陽光発電設備 5
5．過年度取得資産 5
6．申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合 5
7．みなし課税 5
8．実地調査 5

Ⅲ　償却資産の課税について 6

1．地方税（固定資産税償却資産）と国税の主な違い 6
2．価格の決定・税率 6
3．評価額の計算方法 7
4．主な償却資産の耐用年数 8
5．課税標準の特例適用となる主な償却資産 9

Ⅳ　記入例 11

1．償却資産申告書の記入例 11
2．種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例 13
3．種類別明細書（減少資産用）の記入例 14

Ⅰ　償却資産のあらまし

１．固定資産税における償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、その**事業のために用いることのできる資産（土地及び家屋以外）**で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される性格のものを償却資産といいます。

償却資産の所有者は、地方税法第３８３条の規定により、１月１日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、毎年１月３１日までにその所在する市町村長に申告する義務があります。

２．主な償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の内容
1	構築物 (建物付属設備を含む)	煙突、水槽、舗装路面、門塀、庭園、ネオン塔、ネットフェンス、緑化施設、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備、屋外の給排水設備等
2	機械及び装置	工作機械、織機、印刷機械、各種産業用機械及び装置、太陽光発電設備、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号：「０」「００～０９及び０００から０９９」）等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号：「９」「９０～９９」「９００～９９９」）、台車等 （自動車税、または軽自動車税が課されるものを除く）
6	工具、器具および備品	切削工具、作業工具、机、椅子、応接セット、陳列ケース、テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、自動販売機、測定機器、計算機、看板、金庫、医療機器、理容・美容機器、娯楽スポーツ機器等

３．申告が必要な資産

次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告が必要です。

・償却済の資産（減価償却が終わり、残存価格のみ帳簿に計上されているもの）
・建設仮勘定で経理されている資産
・簿外資産（帳簿には記載されていない資産で、現に所有している資産）
・遊休・未稼働資産（１月１日現在稼動していないが、事業の用に供することができる状態の資産）
・資産の所有者が、他の者に貸し付けて、事業のために供している資産
・改良費（資本的支出として資産計上されたものは、本体とは別の新たな資産となります）
・企業等がその社員のために設置している福利厚生施設（医療用施設、食堂施設、寮・社宅、娯楽施設、保養所等）内にある備品など間接的に事業の用に供されている資産
・美術品（書画・骨董等）（時の経過により価値が減少しないことが明らかなものを除いて取得価格が１００万円未満のもの）

４．申告が不要な資産

・自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（軽自動車、小型特殊自動車）
・無形固定資産（例：ソフトウェア、特許権、商標権、電話加入権）
・たな卸資産（商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等）
・耐用年数１年未満の資産
・美術品（書画、骨董等）で歴史的価値を有し代替性のないもの
（複製品のようなもので、単に装飾目的のみに使用されているものは申告の対象）
・取得価格が１０万円未満で、一時に損金に算入されている資産（※）
・取得価格が２０万円未満で、一括して３年間で償却する減価償却資産（※）
（※）取得価格が同じであっても、償却資産の申告が必要かどうかは会計処理（償却方法）の選択により異なります。下の表で〇のついた資産は申告が必要となりますのでご注意ください。

	１０万円未満	１０万円以上 ２０万円未満	２０万円以上 ３０万円未満	３０万円以上
一時損金算入	×			
３年一括償却	×	×		
中小企業特例	〇	〇	〇	
個別減価償却	〇	〇	〇	〇

（〇…申告対象、×…申告対象外）

５．家屋と償却資産の区分

建物本体や電気設備、衛生設備、空調設備等の附帯設備の中で、家屋と構造上一体となっているものについては家屋に該当するため、償却資産の対象にはなりません。

設備の種類		償却資産とするもの	家屋とするもの
電気設備	動力配線設備	特定の生産や業務用設備	左記以外のもの
	照明器具設備	外灯、ネオンサイン、投光器、非常用（誘導灯、非常灯）	家屋と一体となっている屋内照明設備
	その他	電力引込工事、中央監視装置、受変電設備、予備電源装置、ＬＡＮ設備	電灯コンセント配線設備
給排水設備		水道引込設備、屋外給排水設備、特定の生産や業務用設備	左記以外のもの
給湯設備		屋外の配管 給湯器（屋内壁掛型）	貯湯式給湯設備 給湯器（屋外据置型）
空調設備		ルームエアコン、クリーンルーム設備、特定の生産や業務用設備、	家屋と一体となっている設備（ビルトインエアコン等）
その他		ごみ処理設備、広告塔、看板、外構等	作り付けの家具、自動扉等

Ⅱ　償却資産の申告について

１．申告が必要な方

１月１日現在、工場や商店等を経営している方、駐車場やアパートを貸し付けている等の事業を営んでいる方で、甲賀市内に事業の用に供することができる償却資産を所有している方が対象となります。
※前年度から**資産の増減がない方、該当資産がない方、休業・廃業・転出等があった方**につきましても、**申告が必要**となります。必要事項をご記入の上、申告書を提出してください。

申告書の控えが必要な場合は、住所・宛名を記入し必要分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。同封のない場合は返送いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

２．申告方法と提出書類

申告対象となる方	１月１日現在の状況	償却資産申告書	種類別明細書（増加資産・全資産用）	種類別明細書（減少資産用）	備考
初めて申告される方	資産あり	○	○		
	資産なし	○			申告書の「該当資産なし」をチェック
昨年度に引き続いて申告される方	資産増加	○	○		
	資産減少	○		○	
	資産増加・減少	○	○	○	
	資産増減なし	○			申告書の「増減なし」をチェック
	廃業・解散・合併等	○		△	申告書の「解散・廃業・合併等」をチェック、該当年月を記入
	訂正等	○	△	△	申告書備考欄に「修正申告」と記入し、修正内容について記入
企業の電算処理による全資産申告		○	○	△（※）	※全資産明細と合わせて、増加資産及び減少資産の明細提出にご協力ください

（○…必須書類、△…該当する場合のみ）

◎該当する資産がある場合に提出していただくもの
課税標準の特例適用がある資産の場合・・・・固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申請書、事実を証明する書類等（写）
増加償却をされた場合・・・・・・・・・・・税務署長への届出書（写）
短縮耐用年数を適用された場合・・・・・・・国税局長の承認通知書（写）

◎番号法に定める本人確認の実施
平成２８年１月１日以後、償却資産申告書にマイナンバー（個人番号）・法人番号を記載していただくことになりました。個人の方は 12 桁の個人番号を、法人は 13 桁の法人番号をご記入ください。

３．リース資産

平成１９年度税制改正およびリース取引に係る会計基準の変更により、ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引が、税務会計上売買取引として扱われることになりましたが、固定資産税(償却資産)においては、従来どおり原則としてリース会社等資産の貸主(所有者)が当該資産を申告する必要があります。ただし所有権留保付割賦販売は、原則として貸借人(買主)が申告してください。

４．太陽光発電設備

太陽光発電設備を遊休地や家屋の屋根等に設置した場合は、償却資産の対象となりますので、申告していただく必要があります。

所有者	１０ｋｗ以上の太陽光発電設備	１０ｋｗ未満の太陽光発電設備
個人（住宅用）	○（余剰売電・全量売電）	×
個人（事業用）	○	○
法人	○	○

（○…申告対象、×…申告対象外）

５．過年度取得資産

申告もれなどの資産を申告された場合、申告された年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法第１７条の５により最大５年を限度とします。なお、過年度分の課税が発生した場合、通常の納期とは異なり一括で納付いただくことになります。

６．申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第３８６条および甲賀市税条例第７５条の規定により過料が科されることがあります。また虚偽の申告をされた場合には、地方税法第３８５条の規定により、罰金を科されることがあります。

７．みなし課税

申告がない場合、過去の申告内容や国税資料を基に償却資産を所有しているとみなして課税することがあります。その場合でも、正確な情報を把握するため申告は必要となりますのでご注意ください。

８．実地調査

地方税法第３５３条及び４０８条の規定により、実地調査や帳簿書類等の調査を行うことがあります。適正な課税を行うための調査にご協力ください。

Ⅲ　償却資産の課税について

１．地方税（固定資産税償却資産）と国税の主な違い

項　　目	固定資産税の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	原則、旧定率法を適用 （固定資産評価基準別表第１５に定められた減価率を用いる） ※法人税法の旧定率法で用いる減価率と同じ	【平成１９年３月３１日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度（建物は旧定額法） 【平成１９年４月１日以後取得】 定率法・定額法等の選択制度 （建物は定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（１／２）	月割償却
圧縮記帳制度（※１）	認められていない	認められている
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められていない	認められている
増加償却（※２） （所得税・法人税）	認められている	認められている
評価額の最低限度	取得価額の５％	備忘価額（１円）まで
改良費	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する）	原則区分評価

（※１）圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮額を含めた実際の取得額を記入して下さい。

（※２）増加償却を行われた場合は、税務署への届出書の写しを添付して下さい。

２．価格の決定・税率

区分	説明
価格の決定	償却資産の価格等は、申告された資産の取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、３月３１日までに市長が価格（評価額）を決定します。
決定価格	「評価額の合計」が決定価格になります。（「課税標準額の特例」の適用がある場合を除き、決定価格が課税標準額となります。）
課税標準額	１月１日現在の価格（評価額）で、課税台帳に登録された価格をいいます。
税額・税率	税額（１００円未満切捨て）は土地、家屋と合算して、課税標準額（１，０００円未満切捨て）×税率１．４％で算定します。

３．評価額の計算方法

資産毎に取得時期、取得価額及び耐用年数から評価額を算出します。

【前年中に取得した資産（令和７年１月２日から令和８年１月１日まで)】

取得価額×前年中取得分の減価残存率＝評価額

【前年前に取得した資産（令和７年１月１日以前)】

前年度評価額×前年前取得分の減価残存率＝評価額

毎年この方法により計算し評価額が取得価額の５％になるまで償却します。評価額が取得価額の５％を下回る場合は、取得価額の５％の額が評価額となります。

固定資産税（償却資産）に係る減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得分	前年前取得分		前年中取得分	前年前取得分		前年中取得分	前年前取得分
2	0.658	0.316	17	0.936	0.873	32	0.965	0.931
3	0.732	0.464	18	0.940	0.880	33	0.966	0.933
4	0.781	0.562	19	0.943	0.886	34	0.967	0.934
5	0.815	0.631	20	0.945	0.891	35	0.968	0.936
6	0.840	0.681	21	0.948	0.896	36	0.969	0.938
7	0.860	0.720	22	0.950	0.901	37	0.970	0.940
8	0.875	0.750	23	0.952	0.905	38	0.970	0.941
9	0.887	0.774	24	0.954	0.908	39	0.971	0.943
10	0.897	0.794	25	0.956	0.912	40	0.972	0.944
11	0.905	0.811	26	0.957	0.915	45	0.975	0.950
12	0.912	0.825	27	0.959	0.918	50	0.977	0.955
13	0.919	0.838	28	0.960	0.921	55	0.979	0.959
14	0.924	0.848	29	0.962	0.924	60	0.981	0.962
15	0.929	0.858	30	0.963	0.926	75	0.985	0.970
16	0.933	0.866	31	0.964	0.928	100	0.988	0.977

４．主な償却資産の耐用年数

種類		主な償却資産	耐用年数
1	構築物	金属製の看板、広告塔	２０
		緑化施設、庭園等	２０
		アスファルト路面舗装	１０
		コンクリート路面舗装	１５
		屋外給排水設備、衛生設備、ガス設備	１５
		簡易な間仕切り	3
		金属製の外周フェンス、外灯	１０
2	機械及び装置	太陽光発電設備	１７
		農業用設備	7
		飲食店用設備	8
		ゴム製品製造業用設備	9
		窯業又は土石製品製造業用設備	9
		食料品製造業用設備	１０
5	車両及び運搬具	自転車及びリヤカー	2
		フォークリフト	4
		金属製の台車等	7
6	工具、器具及び備品	パソコン	4
		金型、鋳型、切削工具	2
		測定、検査工具	5
		理容、美容機器	5
		インターホン、放送用設備	6
		応接セット、家具（接客業用）	5
		冷暖房用機器	6
		音響機器	5

５．課税標準の特例適用となる主な償却資産

下表に規定する要件を満たす償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有している方は、特例の対象となる証明書類を申告書と特例適用申請書とともに提出してください。

根拠法	対象資産	特例割合	添付書類
法第３４９条の３第３項	農業協同組合、中小企業同組合が取得した共同利用に供する機械及び装置で、政令で定めるもの	1/2	補助金、交付金、貸付等の申請書(写)の書類等
法第３４９条の３第２７項	家庭的保育事業の認可を得た者が当該事業の用に供する償却資産	1/3	認可を受けたことが確認できる書類等
法第３４９条の３第２８項	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が当該事業の用に供する償却資産	1/3	認可を受けたことが確認できる書類等
法第３４９条の３第２９項	事業所内保育事業(利用定員５人以下)の認可を得た者が当該事業の用に供する償却資産	1/3	認可を受けたことが確認できる書類等
法附則第１５条第２項第１号	汚水又は廃液処理施設	1/2	処理施設設置届出書、処理過程図の書類等
法附則第１５条第２項第５号	下水道除外施設	4/5	除外施設設置届出書、施設の仕様書の書類等
法附則第１５条第２５項	特定太陽光発電設備（1,000kw 未満） 【認定外発電設備】	2/3	補助事業者等が交付する補助金等が確定したことがわかる書類の写し、出力規模がわかる書類の写し、取得日がわかる書類等
	特定太陽光発電設備（1,000kw 以上） 【認定外発電設備】	3/4	
	特定風力発電設備（20kw 未満）	3/4	再生可能エネルギー発電設備認定通知書(写)、電力事業者との特定契約書(写)、仕様書、見積書の書類等
	特定風力発電設備（20kw 以上）	2/3	
	特定水力発電設備（5,000kw 未満）	1/2	
	特定水力発電設備（5,000kw 以上）	3/4	
	特定地熱発電設備（1,000kw 未満）	2/3	
	特定地熱発電設備（1,000kw 以上）	1/2	
	特定バイオマス発電設備（10,000kw 未満）	1/2	
	特定バイオマス発電設備（10,000kw 以上 20,000kw 未満）	2/3	
法附則第１５条第４３項	中小事業者等が新規取得した先端設備等 （令和７年４月１日～令和９年３月 31 日取得・３年間） ※1.5%以上の賃上げ表明ありの場合	1/2	先端設備等導入計画に係る認定申請書及び認定書（写）、投資計画に関する確認書（写）、従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面（賃上げ表明を行う場合）の書類等
	中小事業者等が新規取得した先端設備等 （令和７年４月１日～令和９年３月 31 日取得・５年間） ※3%以上の賃上げ表明ありの場合	1/4	

※その他特例資産につきましては税務課資産税係までお問い合わせください。

（受付印）

固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申請書

令和　　年　　月　　日

甲　賀　市　長　　殿

申請者　住　　所
氏　　名

電話番号

次の償却資産は地方税法第　　条の　第　　項、同法附則第　条第　項第　号の　　規定による固定資産税の課税標準の特例の適用を受けるので申告します。

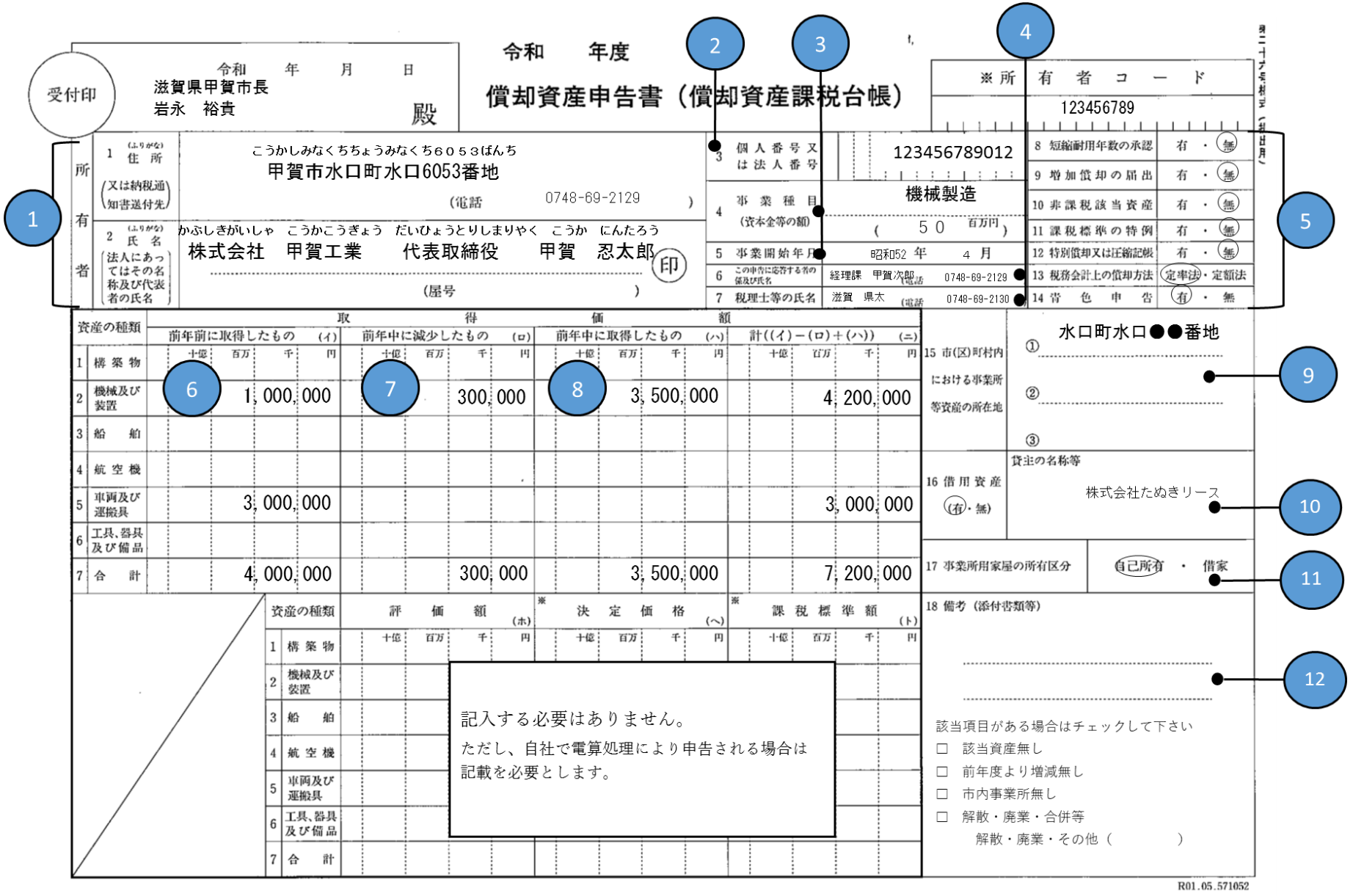
種類	資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数

資産所在地	
添付書類	

（コピーしてご使用ください。）

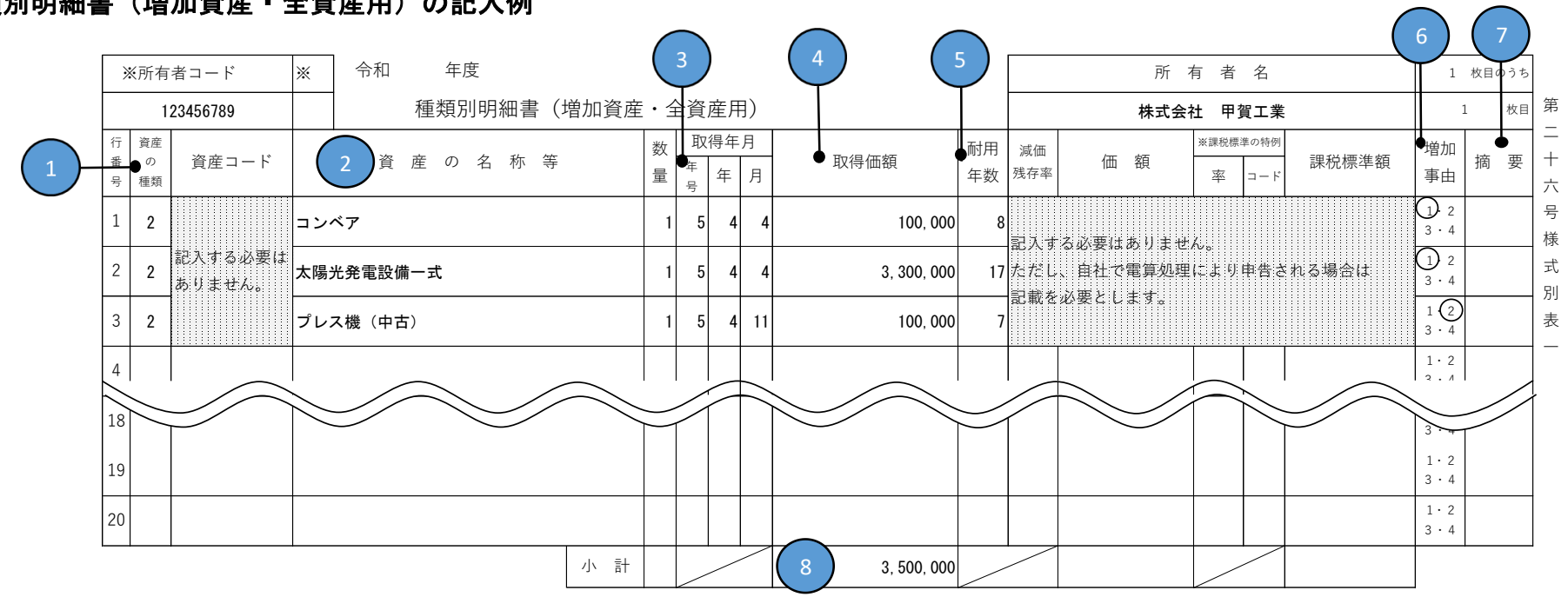
Ⅳ　記入例

１．償却資産申告書の記入例



①所有者の住所・氏名	住所（または納税通知書送達先）及び電話番号を記載し、ふりがなを付してください。 所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。屋号があれば記載してください。
②個人番号又は法人番号	マイナンバー（個人番号）又は法人番号を記入してください。
③事業種目・事業開始年月	事業内容を具体的に記載してください。事業開始年月を記載してください。
④この申告に応答する者の係及び氏名・税理士等の氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を、税理士等に委託されている場合は、その方の氏名、電話番号を記載してください。
⑤短縮耐用年数の承認～青色申告	それぞれ該当する方を○で囲んでください。
⑥前年前に取得したもの（イ）	令和７年１月１日以前に取得した資産（令和７年度に申告された資産の取得価額）が印字されています。
⑦前年中に減少したもの（ロ）	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。 この欄の合計額は、種類別明細書から除去した資産の合計額と同じです。
⑧前年中に取得したもの（ハ）	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。 この欄の合計額は、種類別明細書の取得価額の合計額と同じです。
⑨市町村内における事業所等資産の所在地	甲賀市内にある事業所等資産の所在地を記載してください。
⑩借用資産	償却資産を借用されている方は、資産の貸主（リース会社等）の氏名（名称）、住所を記載してください。
⑪事業所用家屋の所有区分	事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。
⑫備考	該当項目がある場合はチェックしてください。特例適用資産がある場合、その根拠法令や添付書類を記載ください。

２．種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例



※所有者コード	※	令和　　年度	所有者名	1 枚目のうち
123456789		種類別明細書（増加資産・全資産用）	株式会社　甲賀工業	1 枚目

第二十六号様式別表一

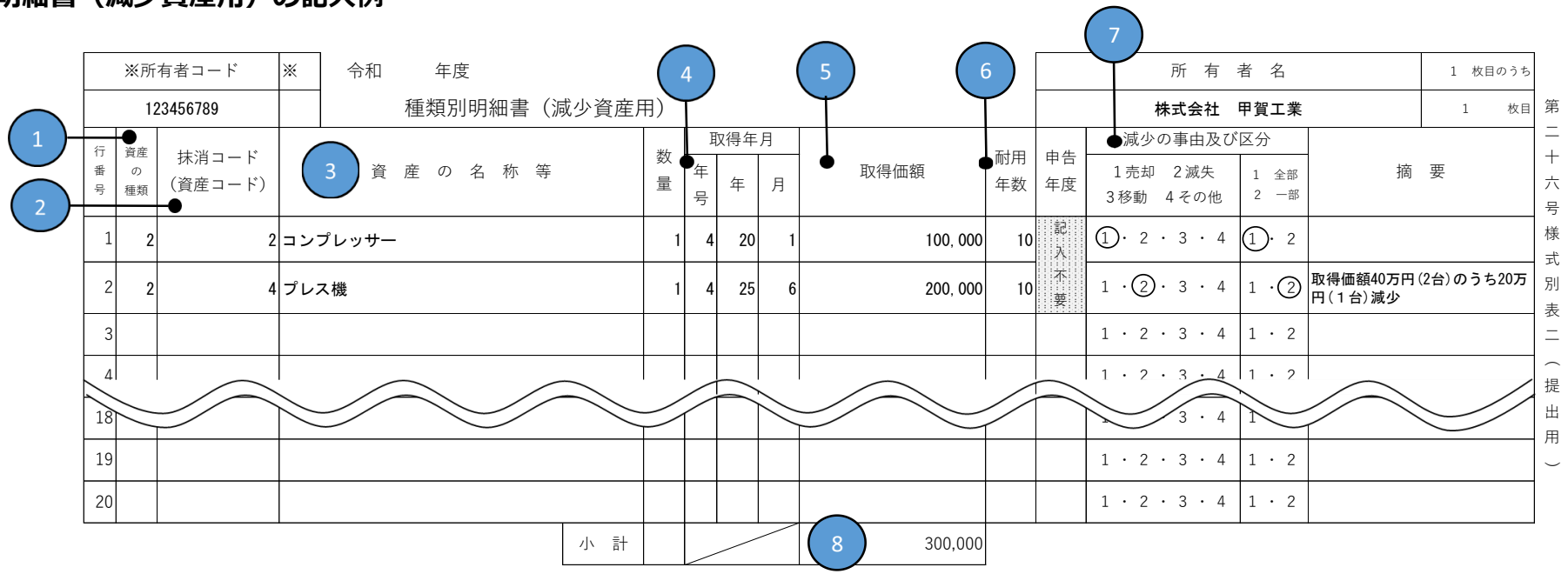
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	取得年月 年	取得年月 月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	※課税標準の特例 率	※課税標準の特例 コード	課税標準額	増加事由	摘要
1	2	記入する必要はありません。	コンベア	1	5	4	4	100,000	8	記入する必要はありません。ただし、自社で電算処理により申告される場合は記載を必要とします。					①2 3・4	
2	2		太陽光発電設備一式	1	5	4	4	3,300,000	17						①2 3・4	
3	2		プレス機（中古）	1	5	4	11	100,000	7						1 ②3・4	
4															1・2 3・4	
18															3・4	
19															1・2 3・4	
20															1・2 3・4	
			小　計					3,500,000								

注意　「増加事由」の欄は、１新品取得、２中古品取得、３移動による受入れ、４その他のいずれかに○印を付けてください。

前年中（**令和７年１月２日～令和８年１月１日）に取得した資産**及び他からの**移動資産**、又は前年以前に取得した**申告漏れ資産**があれば記載してください。

①資産の種類	１．構築物　２．機械及び装置　３．船舶 ４．航空機　５．車両及び運搬具 ６．工具、器具および備品	⑤耐用年数	該当資産に適用する耐用年数を、法定耐用年数（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第１、２及び５，６）に基づいて記載してください。
②資産の名称等	漢字/数字/ひらがな/カタカナ/アルファベット等使用し、資産の名称を記載してください。	⑥増加事由	1.新品取得　2.中古取得　3.移動による受入 4.その他
③取得年月（年号）	3.昭和　4.平成　5.令和	⑦摘要	課税標準の特例、非課税資産、減免等に該当する資産の適用条項等を記載してください。
④取得価額	当該資産の取得価額を右詰めで記載してください。	⑧小計	取得価額の合計を記載してください。

３．種類別明細書（減少資産用）の記入例



※所有者コード	※	令和　　年度								所　有　者　名		1　枚目のうち
123456789		種類別明細書（減少資産用）								株式会社　甲賀工業		1　枚目

行番号	① 資産の種類	② 抹消コード（資産コード）	③ 資産の名称等	数量	取得年月 ④ 年号	年	月	⑤ 取得価額	⑥ 耐用年数	申告年度	⑦ 減少の事由及び区分 1売却 2滅失 3移動 4その他	1 全部 2 一部	摘要
1	2	2	コンプレッサー	1	4	20	1	100,000	10	記入不要	①・2・3・4	①・2	
2	2	4	プレス機	1	4	25	6	200,000	10		1・②・3・4	1・②	取得価額40万円(2台)のうち20万円(1台)減少
3											1・2・3・4	1・2	
4											1・2・3・4	1・2	
18											1・2・3・4	1	
19											1・2・3・4	1・2	
20											1・2・3・4	1・2	
			小　計					⑧ 300,000					

第二十六号様式別表二（提出用）

前年中（**令和７年１月２日～令和８年１月１日）に減少した資産**及び他への**移動資産**、又は前年以前に減少した**申告漏れ資産**があれば記載してください。

①資産の種類	１．構築物　２．機械及び装置　３．船舶 ４．航空機　５．車両及び運搬具 ６．工具、器具および備品	⑤取得価額	減少した資産の取得価額を右詰めで記載してください。一部減少の場合は減少した額を記載してください。
②抹消コード	同封の種類別明細書より、前年中に減少した資産の資産コードを記載してください。	⑥耐用年数	該当資産に適用していた耐用年数を記載してください。
③資産の名称等	減少した資産の名称を記載してください。	⑦減少の事由及び区分	該当する番号を〇で囲んでください。減少の区分が一部に該当する場合は、摘要欄に詳細を記載してください。その他必要な事項があれば記載してください。
④取得年月（年号）	3.昭和　4.平成　5.令和	⑧小計	減少した資産の取得価額の合計を記載してください。